

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等(地方課)

町の区域の変更(〃)

女子労働者意識調査の実施(労政訓練課)

土地改良区の解散(農村整備課)

土地改良法による換地処分(二件)(〃)

土地改良事業計画の変更の認可(〃)

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催(造林課)

旧過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工
事の完了(道路課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

都市計画法第六十六条による告示(〃)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(河川
課)

◇ 教 委 告 示

◇ 雑 報

定例教育委員会の招集(総務課)

乙種危険物取扱者指定講習の実施(消防防災課)

理容師試験等の平成二年度秋期学科試験の実施(衛生課)

告 示

鳥取県告示第七百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による山田谷地区第一工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和六十一年十二月十五日現在の地番による。)

大字野方字一ノ
山田

大字藤津字細首ノ一 一の六二から一の六四まで

大字藤津字細首八、九の二、九の二、一〇の二、一〇の二、

一一の一、一一の二、一二の一から一二の四まで、一三の

一、一三の二、一四、一五、一六の一及びこれらと一体を

なす国有地

大字野方字三ノ山田五〇の二、五〇三、五〇四、五〇五

の六、五〇五の七及びこれらと一体をなす国有地

大字野方字四ノ山田五一、五二、五三の一、五三の二、五

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和六十一年十二月十五日現在の地番による。)</p> <p>大字藤津字細首一のうち一の六二から一の六四まで以外の区域</p> <p>大字藤津字細首のうち八、九の二、九の二、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二の一から一二の四まで、一三の一、一三の二、一四、一五、一六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字野方字三ノ山田のうち五〇二の二、五〇三、五〇四、五〇五の六、五〇五の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字野方字四ノ山田のうち五一二、五一三〇一、五一三の二、五一四から五二六まで、五二七の一、五二七の二、五二八、五二九、五三〇の二、五三四の一、五三六の一、五三六の二、五三七から五四一まで、五四二の一、五四二の二、五四三の一、五四三の二、五四四、五四五、五四五の一、五四六、五四七及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字野方字五ノ山田五四八、五四九の一、五五三の二、五五四の一、五五五の六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字野方字六ノ山田五六三の一、五六四、五六五、五六六の一、五六七、五六八、五六九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字野方字仙津六四三の三八から六四三の四一まで</p> <p>大字野方字山田西平八〇一の二から八〇一の四まで、八〇五の二</p>
<p>大字藤津字細首</p>	<p>大字藤津字細首のうち八、九の二、九の二、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二の一から一二の四まで、一三の一、一三の二、一四、一五、一六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字野方字三ノ山田</p>	<p>大字野方字三ノ山田のうち五〇二の二、五〇三、五〇四、五〇五の六、五〇五の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字野方字四ノ山田</p>	<p>大字野方字四ノ山田のうち五一二、五一三〇一、五一三の二、五一四から五二六まで、五二七の一、五二七の二、五二八、五二九、五三〇の二、五三四の一、五三六の一、五</p>

<p>大字野方字五ノ山田</p>	<p>三六の三、五三七から五四一まで、五四二の一、五四二の二、五四三の一、五四三の二、五四四、五四五、五四五の一、五四六、五四七及びこれらと一体をなす国有地の一部 以外の区域</p>
<p>大字野方字六ノ山田</p>	<p>大字野方字六ノ山田のうち五六三の一、五六四、五六五、五六六の一、五六七、五六八、五六九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字野方字仙津</p>	<p>大字野方字仙津のうち六四三の三八から六四三の四一まで 以外の区域</p>
<p>大字野方字山田西平</p>	<p>大字野方字山田西平のうち八〇一の二から八〇一の四まで、八〇五の二以外の区域</p>

鳥取県告示第七百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による立縫地区第三工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成二年二月十五日現在の地番による。）
別所字若林	別所字若林のうち六一六の一部、六二一から六二三までの一部以外の区域 別所字中峰六二八の二から六二八の八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 別所字粥松谷六三〇の一部、六三一の一部及びこれらと一体をなす国有地
別所字中峰	別所字若林六二三の一部 別所字中峰のうち六二八の二から六二八の八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 別所字粥松谷六二九の二の一部、六二九の二の一部、六三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 別所字大堀頭六五一の一から六五一の三までの一部、六五二、六五三及びこれらと一体をなす国有地 別所字谷奥東平八六の四、八六の五と一体をなす国有地の一部
別所字大堀頭	別所字大堀頭のうち六五〇、六五一の一から六五一の三まで、六五二、六五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
別所字鯨山	別所字鯨山のうち六一四の二〇以外の区域
別所字粥松谷	別所字若林六一六の一部、六二二の一部、六二二の一部
別所字鎌田口山	別所字粥松谷六二九の一から六二九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 別所字鎌田口山のうち六四五の二、六四八の二の一部、六四八の一の一部、六四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 別所字大堀頭六五一の一の一部
別所字谷奥	別所字谷奥東平八六の一から八六の四まで及びこれらと一体をなす国有地 別所字谷奥の全域 別所字谷奥西平三〇五の四の一部、三〇五の五の一部、三〇五の七の一部、三〇五の八、三〇五の九、三〇六、三〇九の一部、三〇九の二及びこれらと一体をなす国有地 別所字大山三二五の二の一部、三二五の二の一部、三二六の一部、三二七の一部、三二八の一部、三二九の一部
別所字谷奥東平	別所字大堀頭六五一の一部及びこれらと一体をなす国有地 別所字谷奥東平のうち八六の一から八六の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域

鋤字谷奥西平

鋤字谷奥西平のうち三〇五の一、三〇五の三から三〇五の九まで、三〇六、三〇九の一、三〇九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鋤字大山

鋤字谷奥西平三〇五の一、三〇五の三、三〇五の四の一部、三〇五の五の一部、三〇五の六、三〇五の七の一部、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地
鋤字大山のうち三二五の一の一部、三二五の二の一部、三二六の一部、三二七の一部、三二八の一の一部、三二九の一の一部、三三〇の一の一部、三三〇の五の一部、三三〇の六から三三〇の十一まで、三三〇の十二の一部、三三〇の十三、三三一の一の一部、三三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鋤字大仙谷東平

鋤字大仙谷東平三三三、三三五の三から三三五の五まで、三三六の一、三三七、三三八の一、三三八の二と一体をなす国有地の一部
別所字鎌田口山六四五の二、六四八の二の一部、六四八の一の一部、六四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
別所字大堀頭六五一の一から六五一の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地

鋤字大仙谷東平のうち三三三、三三五の三から三三五の五まで、三三六の一、三三七、三三八の一、三三八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第七百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出が

あったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三條第四項後段の規定による倉吉市秋喜第二土地区画整理事業の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（平成二年五月一日現在の地番による。）

秋喜字大坪

秋喜字大坪のうち三六五の七の一部、三六五の八以外の区域

秋喜西町

秋喜字大坪三六五の七の一部、三六五の八、秋喜西町の全域

鳥取県告示第七百十五号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、女子労働者意識調査を次の要領により行うので、同条第二條の規定により告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

女子労働者意識調査実施要領

一 調査目的

この調査は、県内の女子労働者の育児及び介護に関する意識を把握し、充実した職業生活を営むための現状と問題点を分析することにより、女子の職場進出等に対応した労働環境の整備を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

この調査は、県内の従業員三十人以上の事業所に勤務する女子従業員のうち、知事が別に定める方法によって抽出した千人を対象とする。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 勤務先の状況、事業所の業種及び規模
- 2 労働者本人の状況等年齢、配偶者、学歴、仕事の内容、勤務期間、就業理由等
- 3 出産及び育児の状況子供の数及び養育の状況並びに妊娠、出産等による仕事の変化等
- 4 介護の状況介護の経験、介護のために利用した制度及び施設、介護による仕事の変化等
- 5 企業及び行政に対する要望

四 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵便調査の方法で行う。

五 調査の時期

この調査は、平成二年八月三十一日に行う。

六 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第七百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、青谷町奥崎養郷土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る山田谷地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る立縫地区第三工区の換地処分を行

つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）湯原地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成二年八月二十日認可したので、同法第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十八条第一項の規定により告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 日時 平成二年九月十七日 午後一時三十分から
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 県庁第二庁舎七階第二十八会議室
- 三 案件 次の鳥獣保護区特別保護地区を再指定することについて

名 称	位 置
久松山鳥獣保護区 特別保護地区	久松山鳥獣保護区の区域のうち久松山南西斜面の鳥取市有林、鳥取市東町二丁目一〇四番地及び国有林鳥取事業区旧城山国有林四林班い小班の区域

鳥取県告示第七百二十一号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）附則第八項の規定によりなおその効力を有することとされた旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を完了するので、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
屋堂羅一 号	八頭郡若桜町大字若桜字荒神田九四八―一 地先から同大字字中嶋一〇〇七―四地先ま で	改築	平成二年八 月二十四日

鳥取県告示第七百二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、倉吉市秋喜第二土地区画整理組合から倉吉市秋喜第二土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・二号米子中央線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 米子市博労町一丁目及び糺町二丁目地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七百二十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十二年八月四日 鳥取県指令受河第三百六十五号
しゅん功の認可の年月日

平成二年八月二十二日

四 埋立区域

昭和六十二年八月四日鳥取県指令受河第三百六十五号による免許に係る埋立区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七五七一―二〇六地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線及び③の地点から①の地点に至る昭和六十一年秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・四二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 鳥取市賀露町字西浜一七五七一―二〇五地の標杭(北緯三五度三一分三八・〇三秒東経一三四度〇九分一七・三八秒)から四七度二三分四〇秒八七・二四メートルの地点

②の地点 ①の地点から三度四七分二一秒一三九・四五メートルの地点

③の地点 ②の地点から九三度四七分二一秒五三五・二五メートルの地点

(三) 面積

三六、七〇七・八二平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

鳥取市役所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年八月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成二年八月三十日(木) 十二時四十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 平成三年度鳥取県立高等学校入学選抜方針について

2 その他

雑 報

消防法の一部を改正する法律(昭和63年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第7条第4項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る乙種危険物取扱者指定講習を次のとおり実施する。

平成2年8月24日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 栄 吉

1 講習の日時

- (1) 第一類 平成2年11月27日 (火) 13時から14時40分まで
- (2) 第三類 平成2年11月27日 (火) 10時から11時40分まで
- (3) 第四類 平成2年11月27日 (火) 15時から16時40分まで
- (4) 第五類 平成2年11月28日 (水) 10時から11時40分まで
- (5) 第六類 平成2年11月28日 (水) 13時から14時40分まで

2 講習の場所

倉吉市山根529番地 倉吉体育文化会館

3 講習科目

- (1) 危険物に関する法令
- (2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

4 受講資格

平成2年5月23日において現に改正法による改正前の消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第3項の規定により乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、改正法による改正後の消防法第13条の2第2項の規定によりその者が取り扱うことができる危険物以外の危険物を同月22日において当該乙種危険物取扱者免状に基づき取扱ひ、又は当該危険物の取扱作業に関して立ち会い、若しくは保安監督をしているもの

5 受講申請手続

- (1) 受講申請書提出先
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)
- (2) 受講申請書受付期間
平成2年10月8日(月)から同月27日(土)まで(郵送の場合は、10月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(3) 受講手数料及びその納付方法

3,400円を郵便局又は金融機関において納付すること。

6 その他

- (1) 受講申請書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部及び鳥取県総務部消防防災課

(2) 問合せ先

〒680 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第2庁舎8階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部
(電話 0857-26-8889)

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第三条第一項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和三十一年法律第六十三号)第四条第一項の規定による美容師試験の平成二年度秋期学科試験を次のとおり実施する。

平成二年八月二十四日

財団法人理容師、美容師試験センター理事長 柳 頼 孝 吉

- 一 試験期日 平成二年十月二十八日(日)
- 二 試験会場 倉吉市越殿町一四〇八 倉吉市農業協同組合大会議室
- 三 受験手続
- 1 受験願書提出先

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

2 受験願書受付期間

平成二年十月一日（月）から同月五日（金）までの午前十時から午後四時まで（郵送の場合は、十月五日（金）までの消印のあるものに限る。）

3 受験手数料

九千円を所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書等配付場所

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

2 受験願書等配付期間

平成二年八月二十七日（月）から同年九月二十八日（金）までの期間の午前九時から午後五時まで。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日は除く。

3 問合せ先

千六八〇 鳥取市弥生町三〇二一二

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

（電話〇八五七―二九一六〇八六）